

**改正**

令和5年3月31日告示第62号

袋井市住宅屋根耐風改修促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** 市長は、住宅屋根の耐風対策を促進するため、プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付要綱（平成18年4月3日付け住安第2号静岡県都市住宅部長通知）に基づき住宅屋根耐風改修促進事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、袋井市補助金等交付規則（平成17年袋井市規則第47号）及びこの告示に定めるところによる。

(定義)

**第2条** この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅屋根耐風改修促進事業 居住のために継続して利用する住宅の屋根であって、瓦で葺かれたもののうち、屋根ふき材外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法を定める件の一部を改正する件（昭和46年建設省告示第109号。以下「告示基準」という。）の規定を満たさないもの（ただし、令和4年1月1日以降に工事に着手した住宅を除く。）に対し、耐風診断及び耐風改修を行う事業をいう。
- (2) 耐風診断 住宅の瓦屋根を告示基準に適合しているか否かを確認するために、かわらぶき技能士、瓦屋根工事技士、瓦屋根診断技士等（以下「耐風診断者」という。）が行う診断をいう。
- (3) 耐風改修 耐風診断の結果、告示基準に適合していない住宅の瓦屋根を、告示基準に適合させるために行う瓦屋根の改修をいう。

(補助の対象者)

**第3条** 補助金の交付を受けることができる者は、次の第1号又は第2号のいずれかに該当し、かつ、第3号に該当する者とする。

- (1) 対象住宅を所有する者
- (2) 所有者の承諾を得て住宅屋根耐風改修促進事業を行った者
- (3) 市税を滞納していない者

(補助の対象及び補助金の額)

**第4条** 補助の対象は、住宅屋根耐風改修促進事業に要する経費とし、補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請及び決定)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅屋根耐風改修促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 現況写真
- (3) 住宅屋根耐風改修促進事業に要する経費の見積書の写し
- (4) 付近見取図
- (5) 耐風改修の工事概要が分かる図面等
- (6) 対象住宅の所有者を証明する書類
- (7) 所有者の承諾書（所有者以外の申請の場合）
- (8) 耐風診断者の資格を証明する書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合において、申請に係る書類を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、住宅屋根耐風改修促進事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(耐風診断結果の確認)

**第6条** 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、耐風診断が完了したときは、住宅屋根耐風改修促進事業耐風診断結果確認依頼書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐風診断の結果が分かる書類の写し
- (2) 耐風診断に要した経費の見積書の写し
- (3) 耐風改修に要する経費の見積書の写し
- (4) 耐風改修の工事概要に変更が生じた場合は、工事概要を記した図面
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の報告により耐風診断結果を確認した後に、住宅屋根耐風改修促進事業耐風診断結果確認通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

3 交付決定者は、前項の住宅屋根耐風改修促進事業耐風診断結果確認通知書の審査結果の意見に

において耐風改修工事の実施の承認を受けたときは、耐風改修工事を実施することができる。

(変更の申請)

**第7条** 交付決定者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、住宅屋根耐風改修促進事業計画変更承認申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助申請内容の変更
- (2) 補助申請額の変更

2 市長は、前項の申請を受理した場合において、内容を審査し、適当と認めたときは、住宅屋根耐風改修促進事業計画変更承認通知書(様式第7号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助事業の遅延)

**第8条** 交付決定者は、補助金の交付の決定を受けた住宅屋根耐風改修促進事業(以下「補助事業」という。)が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、住宅屋根耐風改修促進事業遅延等報告書(様式第8号)を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

2 市長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を確認し、指示書(様式第9号)により交付決定者に指示するものとする。

(補助事業の廃止又は中止)

**第9条** 交付決定者が補助事業の廃止又は中止をしようとする場合は、住宅屋根耐風改修促進事業計画廃止(中止)届(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(完了実績報告)

**第10条** 交付決定者は、当該補助事業が完了したときは、住宅屋根耐風改修促進事業完了実績報告書(様式第11号)に次に掲げる書類を添えて、当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅屋根耐風改修促進事業に係る領収書の写し
- (2) 耐風改修の実施内容を記した図面等(耐風改修を行った場合)
- (3) 施工中及び施工後の写真(耐風改修を行った場合)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

**第11条** 市長は、前条の規定により完了実績報告を受けた場合において、その内容を審査の上、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、住宅屋根耐風改修促進事業費補助金交付確定通知書に

より交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

**第12条** 交付決定者は、前条の通知を受領した日から起算して10日以内に請求書を市長に提出しなければならない。

(書類の整理等)

**第13条** 交付決定者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係書類を整理しなければならない。

2 交付決定者は、前項の帳簿及び領収書等の関係書類を、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

**第14条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

#### 附 則 (令和5年3月31日告示第62号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象	補助金の額
耐風診断	1棟につき、耐風診断に要する経費と31,500円とを比較していずれか少ない額に3分の2を乗じて得た額
耐風改修	1棟につき、耐風改修に要する経費と屋根の面積1平方メートル当たり24,000円を乗じて得た額（上限2,400,000円）とを比較していずれか少ない額に100分の23を乗じて得た額

備考 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。